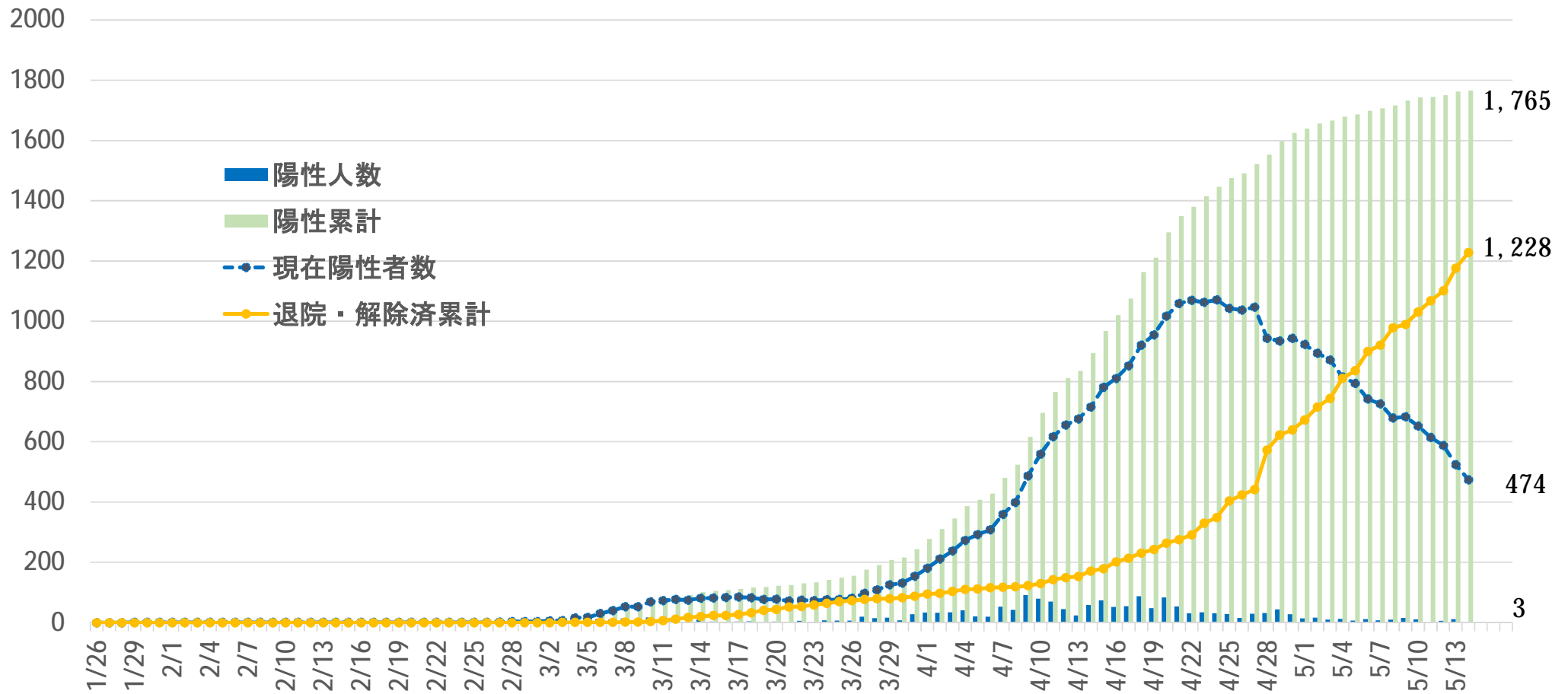
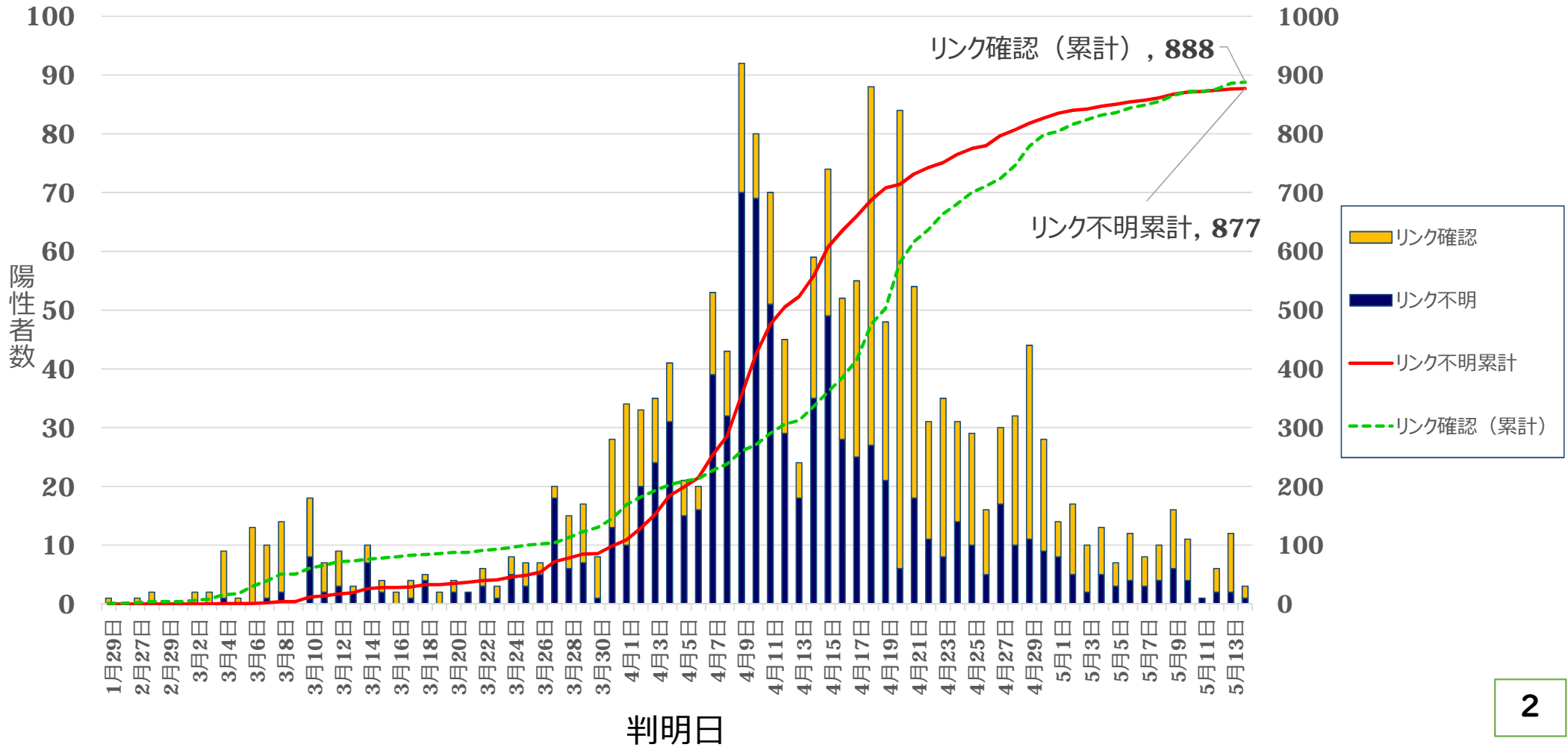


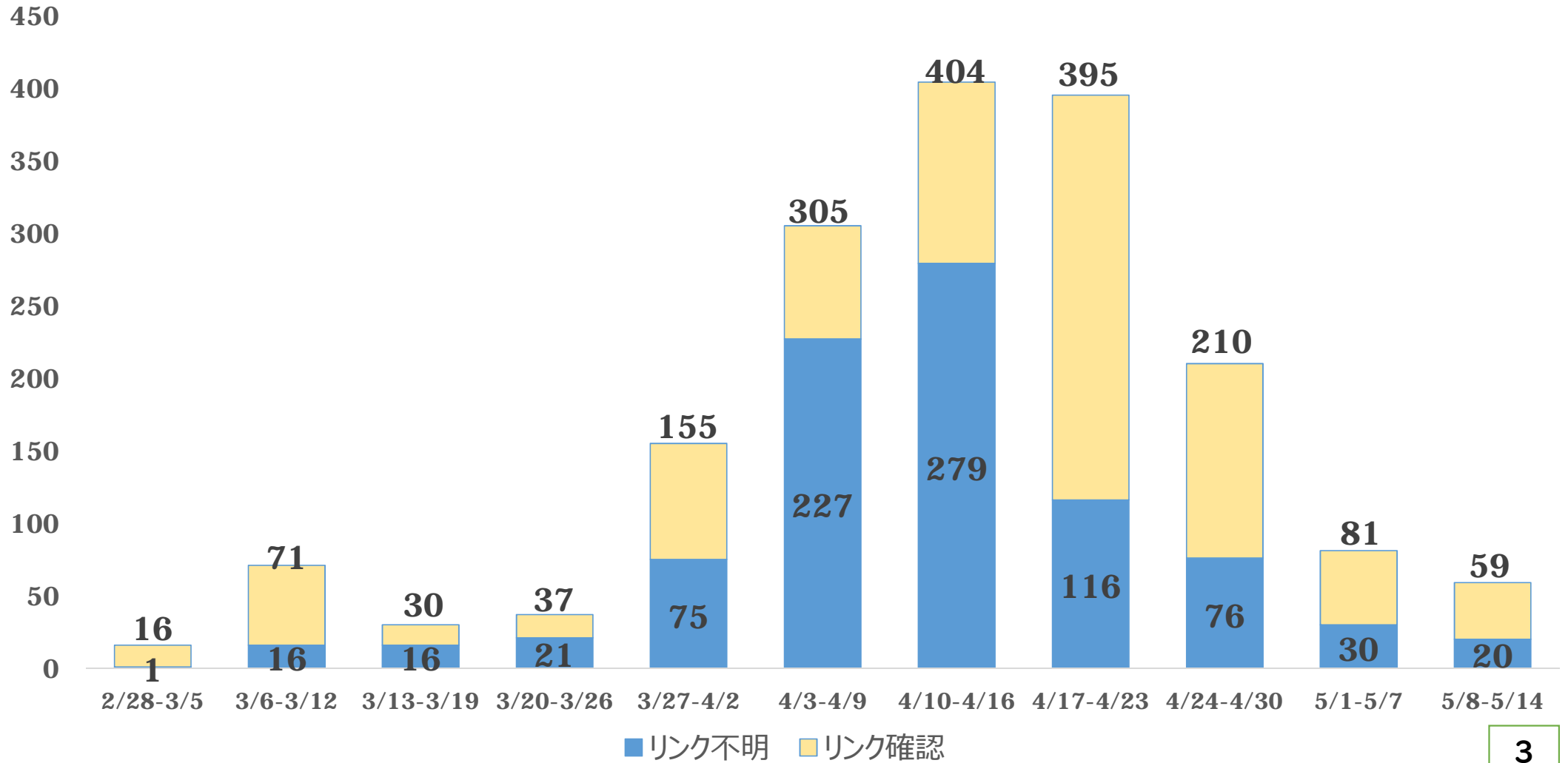
新型コロナウイルスの発生状況等



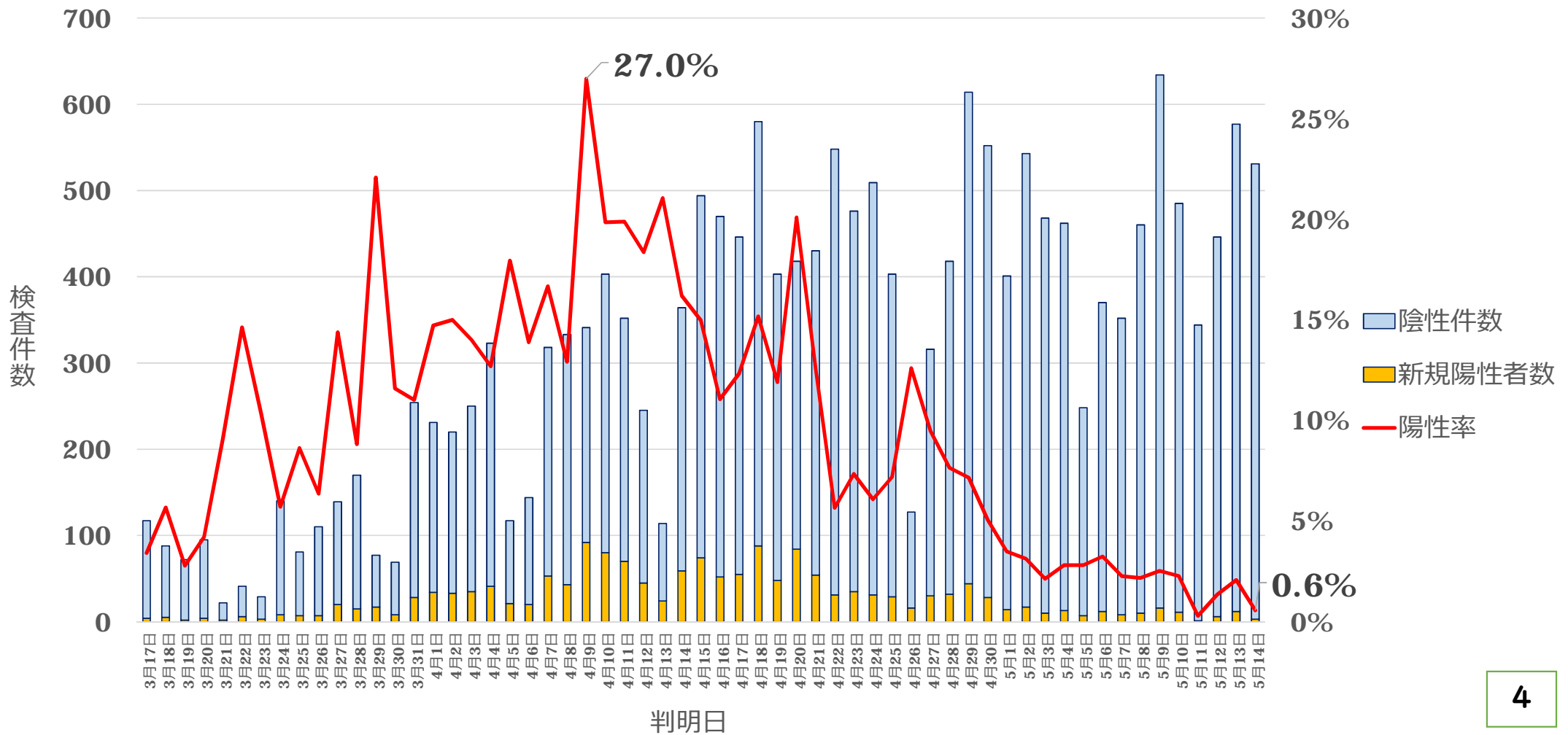
陽性者数の推移



7日間ごとの新規陽性者数の推移



検査件数(陰性確認除く)と陽性率の推移



感染拡大抑制と社会経済活動の再開・維持に向けた戦略

- ◆ 未だこの感染症に対するワクチンや十分な治療薬がない中、**新型コロナウイルス対応は長期化**することが予想。
- ◆ 今後は、「**ウイルスとの共存**」を前提とし、**医療・経済の両面から「府民の命を守る」**。
- ◆ そのためには、「**感染拡大の抑制と社会経済活動の再開・維持との両立を図る**」ための戦略に移行していくことが必要。

「大阪モデル」

「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断する4つの指標※を設定し、**自粛要請・解除などの対策を段階的に実施する「大阪モデル」を策定。モニタリング指標と警戒基準に基づき、出口戦略・入口戦略を実行。**

※4つのモニタリング指標： ①感染経路不明者の前週増加比、②感染経路不明者数、
③確定診断検査における陽性率、④患者受入重症病床利用率

「出口戦略」

(感染収束期)

グリーンステージ1

グリーンステージ2

グリーンステージ3

大阪モデル

指標(②~④)の全てが原則7日間連続クリア後

◎ 新規感染者の発生が限定的な局面

⇒ 感染拡大の抑制を図りながら、社会経済活動の再開・維持に向け、府民や事業者に対する自粛要請を段階的に解除。

「入口戦略」

(感染爆発兆候期)

イエローステージ

レッドステージ1

レッドステージ2

大阪モデル

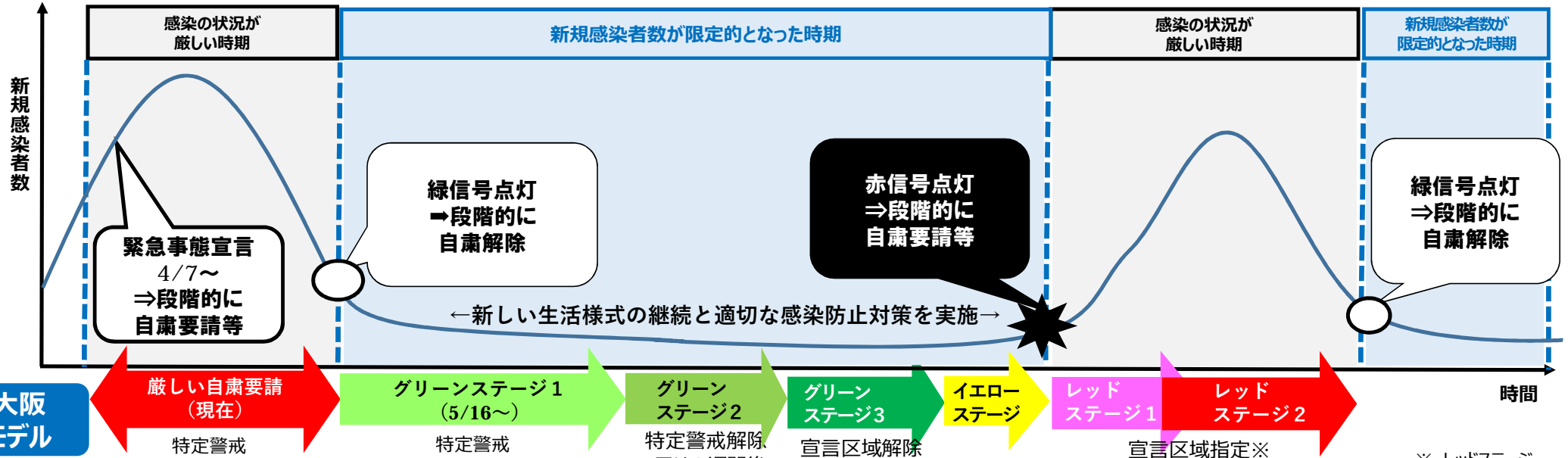
指標(①~③)の1つ(2つ)が基準を満たす

指標(①~③)全てが基準を満たす

◎ 新規感染者が増加傾向の局面

⇒ 爆発的な感染拡大の抑制や市中でのまん延防止そして医療崩壊防止に向け、府民や事業者に対する自粛要請等の対策を段階的に実施。

戦略のロードマップ



大阪モデル

信号	× ~ ▲	●	●	●	▲	× ~ ▲	
外出	不要不急の外出自粛 (生活の維持に必要な場合を除き自粛)	8割程度の接触機会の低減を目指す(府県間移動、夜間の繁華街、三つの密を自粛 等)	府県間移動、夜間の繁華街等を自粛	原則、自粛要請を解除	注意喚起	府県間移動、夜間の繁華街、週末の外出自粛等	不要不急の外出自粛 (生活の維持に必要な場合を除き自粛)
イベント	全イベント自粛	全イベント自粛	少人数のイベントの制限解除	原則、自粛要請を解除		大規模イベント自粛	全イベント自粛
施設	・社会生活維持に必要な施設等以外は幅広く休止 ・食事提供施設の営業時間の制限	・①~③以外は休止解除 ①クラスター発生施設及びその類似施設 ②クラスター発生施設区分のうち1000m超の大規模施設(遊興施設、運動・遊技施設) ③集会・展示施設 ・食事提供施設の営業時間制限の緩和	グリーンステージ1の状況を見極め、①施設の解除を判断(②③は解除) ・食事提供施設の営業時間規制の緩和継続	原則、全ての施設の休止要請を解除		直近にクラスターが発生した施設は休止(過去のクラスター発生施設の休止を判断)	・社会生活維持に必要な施設等以外は幅広く休止 ・食事提供施設の営業時間の制限

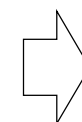
※ レッドステージ1から2の移行は、感染症・数理分析の専門家の意見などを踏まえ判断

大阪モデルにおけるモニタリング指標の状況 *判明日別

モニタリング指標		自粛要請等の基準	自粛解除の基準	5月8日	9	10	11	12	13	14
分析事項	内容 ※病床使用率以外の指標は 7日間移動平均			○	○	○	○	○	○	○
(1) 市中での感染拡大状況	①感染経路不明者の前週増加比	1以上	—	○ 0.37	○ 0.42	○ 0.47	○ 0.5	○ 0.56	○ 0.61	○ 0.67
	②感染経路不明者数	5~10人以上	10人未満	○ 3.71	○ 3.86	○ 4.14	○ 3.57	○ 3.43	○ 3.14	○ 2.86
(2) 新規陽性患者の発生状況 検査体制のひっ迫状況	③確定診断検査における陽性率	7%以上	7%未満	○	○	○	○	○	○	○
				2.7%	2.6%	2.6%	2.2%	2.0%	1.9%	1.6%
(3) 病床のひっ迫状況	④患者受入重症病床使用率	—	60%未満	○	○	○	○	○	○	○
				30.9%	29.8%	26.6%	26.6%	26.6%	23.9%	22.9%
信号（現在は緊急事態措置期間のため、指標②~④で自粛解除の基準を満たしているかを確認）				黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄

●：自粛解除の基準を満たしていない ○：自粛解除の基準を満たしている
 ※③の確定診断検査における陽性率は、再陽性患者数を除外して算出

7日連続で「自粛解除の基準」を満たしたため、「緑」の信号を点灯



緑

7

5月16日以降の大阪府緊急事態措置の概要について

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月16日から令和2年5月31日
- ③ 実施内容（ **【大阪モデル】を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除** ）
新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること（在宅勤務（テレワーク）の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など）

●イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

●施設の使用制限の要請等（特措法第24条第9項） →詳細は9ページ～11ページを参照

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

施設の使用制限の要請等について①

1. 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設区分	施設内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※百貨店・スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※但し、営業時間については、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後9時までとすることを要請。 （宅配・テイクアウトサービスは除く。） ※飲食店等には「大阪コロナ追跡システム」の導入、及びガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請。
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月14日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

施設区分	施設内訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

施設の使用制限の要請等について②

2. 特措法により休止を要請する施設

➤ 全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も 検討（施設名を公表）
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設	

➤ クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<同上>
運動施設、遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

➤ イベントの開催自粛要請を踏まえた施設

施設区分	施設内訳	要請内容
集会・展示施設（貸会議室を除く）	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館	<同上>

➤ 5月5日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	<同上>

施設の使用制限の要請等について③

3. 特措法によらず、感染防止対策の協力を要請する施設（5月16日から休止要請を解除する施設）

➤ ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策の協力を要請する施設

施設区分	施設内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	<p>・府が定める標準的対策を遵守することを条件に、休止要請を解除。</p> <p>但し、国のホームページに業種別ガイドラインが掲載された場合には、当該ガイドラインによるものとする。</p> <p>・不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。</p> <p>⇒ガイドライン等を遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>
集会・展示施設	貸会議室	
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設 （クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等	
運動施設、遊技施設 （クラスター発生施設等を除く 床面積の合計が1,000㎡以下の施設）	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、屋外水泳場 等	